

日本新聞博物館 所蔵資料写真利用の手引

1. 利用方法

利用にあたっては、フィルムのコピー、紙焼きまたはデジタルデータを使用するものとします。いずれも使用料は実費をいただきます。貸し出したフィルム、写真、デジタルデータの記録媒体は必ずご返却ください。借用期間を過ぎても返却されない場合は、以後貸し出しをお断りいたします。

当館でコピーを所蔵していない場合は、コピー作成のために多少時間がかかります。また、当館で写真を撮影していない場合は新規撮影となります。利用料金が異なります。また貸し出しまでに時間がかかりますのでご了解ください。

当館以外の所有にかかる資料の写真利用については、資料所有者の承諾書を申請書に添付してください。

なお、利用に際しては、利用条件を順守していただきますので、ご承知のうえ、申請してください。

2. 利用料金

①フィルム・紙焼き・デジタルデータの貸し出しの場合	2,000円
②当館発行の出版物からの転載の場合	2,000円
③新規撮影の場合	5,000円

なお、下記に該当する場合、利用料金は無料です。

- ・ 一般社団法人日本新聞協会の会員社による利用
- ・ 博物館または博物館相当の法人・公共機関等の利用
- ・ 学術研究および教育普及のための利用で、営利を目的としない場合
- ・ その他、特に館長が認める場合

3. 申請方法

下記を当館までお送りください

- ①資料写真借用申請書
- ②返信用封筒（簡易書留相当分の切手貼付）

申請受理後1週間前後で利用承認書を発行し、貸し出し写真、借用用紙と共に送付します。借用書に必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。

4. 貸し出し期間

貸し出し期間は1か月以内とします。やむを得ない理由により延長を希望される場合は、期限内に担当者まで連絡してください。

5. 返却方法

返信用封筒（定形、切手貼付）を同封の上、簡易書留で写真をお送りください。借用書を返送いたします。来館して返却を希望される場合は、担当者にご連絡ください。

6. 利用条件

- ①申請以外の目的には利用しないでください。無断で貸し出し写真等を複製したり、出版物やウェブサイト等へ掲載するなどの行為は、著作権法によって禁止されていますので十分ご注意ください。
- ②利用に際しては、「日本新聞博物館所蔵」、英文の場合は「**courtesy of The Japan Newspaper Museum**」と明記してください。当館以外の所有にかかる資料の写真利用については、資料所有者を明記してください。また写真によっては、出典を明記していただくこともあります。
- ③写真の取り扱いには十分注意してください。万が一、破損・紛失等が生じた場合は、その修理費・補充費を負担していただきます。
- ④出版物等を作成した場合は、当館に1部寄贈してください。

以 上

一般社団法人日本新聞協会 博物館事業部博物館担当
（日本新聞博物館）
〒231-8311 横浜市中区日本大通 11
TEL : 045-661-2022 FAX : 045-661-2029